補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百四号」を「第二百号」に改め、第八十八号を削り、第八十九号を第八十八号とし、第九十号から第百五十八号までを一号ずつ繰り上げ、第百五十九号を削り、第百六十号を第百五十八号とし、第百六十一号から第百七十三号までを二号ずつ繰り上げ、第百七十四号から第百七十六号までを削り、第百七十七号を第百七十二号とし、第百七十八号から第二百四号までを五号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二百　孤独・孤立対策推進交付金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和五年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「百三十分の七」を「六十五分の四」に改め、同項第三号中「百八十分の七」を「四十五分の二」に改め、同項第四号中「六十分の七」を「十五分の二」に改め、同条第七項中「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」を「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「百八十分の七」を「四十五分の二」に改め、同項第三号中「六十分の七」を「十五分の二」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令（令和三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間　小学校の第六学年

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄